

ジョン・ロックの経済理論とその体系性(下)

稲 村 勲

I 問題提起

II 『利子論草稿』におけるロックの分析(以上前号)

III 『統治論』におけるロックの原理的展開(以下本号)

IV 『利子・貨幣論』II 「利子論部分」におけるロックの展開

V 若干の結論

III 統治論におけるロックの原理的展開

—

われわれは、『利子論草稿』の検討を通して次の諸点を明らかにしてきた。

(一)ロックは、『利子論草稿』での経済理論の展開において、流通世界の視点(貨幣II分析基軸)からの分析と、生産世界の視点(労働II分析基軸)からの分析という二重の理論分析をおこなった。(二)こうした二重の理論分析にもない、貨幣機能

ジョン・ロックの経済理論とその体系性(下)(稲村)

もまた、前者においては「担保」としての貨幣(II蓄蔵貨幣)が重視され、後者においては流通手段としての貨幣が重視されることになった。(三)『利子論草稿』における二重の経済理論は、帰納的分析法によって抽出されたものであるかぎりにおいて、統一的理論体系として止揚されえず、次元をことごとく併存せざるをえなかった。

ところで、われわれの次の課題は、『利子論草稿』におけるロック経済理論の二重性が、いかにして止揚され、統一的体

系性をもった経済理論として生成してゆくかを『統治論』および『利子・貨幣論』『利子論部分』を検討することによって明らかにしていくことである。そのためわれわれは、さしあたり本章では、『統治論』における彼の経済理論を検討し、彼の経済理論が統一的体系性をもちうるための原理は何であり、また統一的体系性を可能にする骨格的論理が如何なるものであるかを明らかにしてゆこう。

さて、われわれはまず、ロック経済理論的方法的前提としての自然法思想の性格を検討することからはじめよう。

ところで、十七世紀は自然法にとつて、ストア哲学、キリスト教、ローマ法といった従来の「伝統的自然法」にたいし、「神の法」を想定しながらも「神の法」そのものを自然化してゆこうとした時代であった。神の創造した自然の研究を通して、自然そのものの科学的研究を正当化し、神の自然的秩序である自然法じしんを理性的に把握しようとする方向が生まれてきたのである。自然法は、自然法思想と近代自然科学という一見対立しあうものの結合をつうじて、「近代自然法」へと自己を転化していった。その後の「近代自然法」の展開過程は、この一見対立しあう「神の法」―「超越的秩

序」と自然科学―「人間的秩序」との相克の過程にほかならず、そしてそれは、古典派の経済学体系において「人間的秩序」そのもののなかに法則性が確立され、自然法そのものが「自然法則」化されることによって、いわば自己否定的に完結するのである。

そこでわれわれは、自然法のこうした展開過程におけるロック自然法思想の位置とその特殊性をホッブスとの対比において見てゆこう。

ホッブスの場合には、自然法思想と近代自然科学との関係は、自然権と自然法との対立的把握のもとに「自然状態」と「国家 commonwealth」との外的な結合関係において具体的に示されていた。すなわちホッブスは、人間ひとりひとりを、「自己保存のためにすべてをなす自由・権利」つまり「自然権」をもつ「自然人」と規定しながら、他方、このような「自然人」はそのままでは相互に対立して「戦争状態」―「自然状態」におちいり、結局のところ人間の自己否定を帰結してしまう、そこで「自然権」の相互的移譲―「社会契約」をつうじて自己の無限の権利を制限し、単一の主体のもとに「国家」を形成することによって自然法が実現されると

した。したがって、ホッブスにあっては、自然権と自然法とが対立的関係において把握されたうえで外的に結合され、前者は、現実の秩序の法として示される後者の背後に位置づけられていたといつてよい。⁽¹⁾

これにたいしロックは、自然権と自然法とを内的に結合することをもって自己の自然法思想の出発点としたのである。

ロックはこういつている。「自然状態には、それを支配する自然法があつて、すべての人はそれに拘束される。そして理性こそ、その法なのだが、すべての人は理性にたずねてみさえすれば、すべて平等で独立なのだから、だれも他人の生命、健康、自由あるいは所有物を傷つけるべきではないということがわかるのである。なぜなら人間はすべて唯一全能でこのうえなく賢明な造物主の作品であり、最高の主の命によって主の業をなすために地上へおくられたその召使であり、神の所有物、神の作品であつて人間相互の勝手によつてではなく、神の意のままに生存しているものだからである。そしてわれわれは同じ能力を与えられ、すべて一つの自然共同体に加わっているのだから、下等動物がわれわれのためにつくられているのと同じくわれわれも他人のためにつくられている

ジョン・ロックの経済理論とその体系性(下)(稲村)

かのように、おたがいに殺しあう権利があるとする従属関係をわれわれのあいだで考えることはできない」(濱林正夫訳『統治論』、『世界思想叢書全集』6 河出書房新社、三七七ページ、以下『統治論』からの引用は上掲のページで示す)。

このように、ロックにおいては人間は神の創造物、所有物であり、したがって、人間ひとりひとりの「自然権」を神から与えられたものである。人間が神の創造物、所有物であるかぎり、人間は相互に自由・平等なものとして存在させられている。そして、すべての人間が自由・平等であるということは、各人の自由は他の人々の自由を侵害しないかぎりで成立するものとして、人間相互の支配・服従関係を否定する。このことは、「自然権」を与えられた諸個人の構成する「自然状態」が本来的に一つの秩序をもっていること、「自然状態」における諸個人は相互に他人の存在を前提しあつた諸個人として存在していることを意味する。かくして、ロックの「自然状態」は一つの「共同体」としての社会であり、そこでの諸個人は社会的諸個人なのである。⁽²⁾

そこで次に、このような「自然状態」||「共同体」において、「自然権」の実現——自己の生命と生存とを維持する欲求

の実現——のために、神から与えられた共有財産であるところの自然と関係する。これが、ロックにおける「所有権」の生成因である。ロックはいう。「神は世界を人類の共有物として与えたのだが、それと同時に、世界を生活と便宜のためにもっともよく利用するように、理性をも与えた。大地とそこにあるすべてのものは、人間の生存を維持し快適にするために人類に与えられたものである」（四八ページ）。「土地やすべての人間以下の被造物はすべての人の共有物であるが、しかしすべての人は自分自身の身体という所有物をもっている。これに対しては自分以外のだれも、どんな権利ももっていない。かれの身体の労働と、その手の働きは、まさしくかれのものといつてよい。そこで、自然が与え、そのままにしておいた状態からかれがとりだしたものは何であつても、かれはそこで労働をそれにつけ加えて、それを自分の所有物とするのである。そのものは自然のままの共有の状態から、かれによつてとりだされたのだから、この労働によつて他人の共有権を排除する何かがつけ加えられたことになる」（四九ページ）。すなわちロックは、労働そのものの所有権から労働による共有財産——自然への働きかけの成果の所有権という論理によつ

て、自己労働にもとづく生産物の私的所有を、自然法の貫徹した正当なものとしてとらえたのである。だからわれわれは、ロックの「自然状態」なるものは「自然権」の中心をなす「所有権」が実現される場として、労働による私的所有を、その原理とするような共同体社会だということができよう。

そして、かかるものとしての「自然状態」における秩序とは、諸個人が自己労働にもとづく労働生産物の私的所有を相互にみとめあうという秩序のことにほかならず、したがつてそれは、労働による私的所有が必然的に要請し展開する秩序だといつてよい。だとすれば、われわれは、ロックの「自然状態」はとりもなおさず、一つの自律的な「経済社会」だと解することができるであらう。

ところでロックは、このような「自然状態」をたんに原始的な歴史段階に位置づけるのではなく、それが「所有権をさだめるための成文法をつくり、ふやしてきた人々のあいだでも、共有であつたものから所有権がはじまるこの本源的な自然法は、なお効力をもちつづけている」（五〇ページ）とする。いいかえれば、かれは「自然状態」を十七世紀後半のロック的現実における市民社会の基礎をなすものと考えていたのであ

る。つまり、ロックにあっては、右にみたような「自然状態（「自律的な経済社会」）が、その市民社会分析の出発点になっていったわけである。⁽³⁾

さて、これまでの考察をつうじてわれわれは、ロックの「自然状態」が労働による私的所有を原理とする一つの自律的な「経済社会」にほかならないという点、そして彼はそうした「自然状態」をその市民社会分析の起点に据えることによって、自然法を自然法則へと転化してゆく方向性を示しはじめているという点を、いちおう知ることができた。そこでつぎにわれわれは、これらの点をロック自身の所説にそくしてもっと立ち入って検討することにしよう。⁽⁴⁾

- (1) ホッブスの自然法思想については多くの研究があるが、さしあたり、水田洋『近代人の形成』（東京大学出版会、一九五四年）、太田可夫「ホッブスと自然法思想」（『一橋論叢』第三卷・第六号）等参照。

- (2) 浜林正夫「ロック経済論を支えるもの」（『商学討究』第一卷・第一号）参照。

- (3) マルクスは『剰余価値学説史』のなかで次のように述べている。「ロックの見解がいっそう重要である理由は、それが封建社会に対立するブルジョア社会の法律的表象の古ジョン・ロックの経済理論とその体系性（下）（稲村）

典的表現であり、しかもかれの哲学は、その後のイギリス経済学全体にとってそのすべての表象の基礎として役立つものだからである」（『剰余価値学説史』国民文庫版、第三分冊、一三〇ページ）。

- (4) ロックの自然法思想にかんしては、さしあたり鈴木秀勇「ロック自然法の性格」（『一橋論叢』第三卷・第六号）、中村恒矩「ロック初期思想形成について」（『一橋論叢』第四卷・第三号）、平井俊彦「ロックにおける人間と社会」（ミネルヴァ書房、一九六四年）、田中正司「ジョン・ロックの研究」（未來社、一九六八年）など参照。また、ロックの自然法思想とホッブスのそれとの関係を問題にしたものとしては、樋明秀『社会科学の学問的構造』（雄渾社、一九六六年）、田中吉六「スミスとマルクス」（真善美社、一九四九年）などがある。なおそのほかに、ロック自然法思想と古典派経済学との関連を問題にしたものとしては、W. Stork, *The ideal foundations of economic thought*, 1943, Gunnar Myrdal, *The political element in the development of economic theory*, 馬場啓之助『経済学の哲学的背景』（同文館、一九五一年）などがあり、ロックの所有概念を思想的系譜においてあつかったものとしては Richard Schlatre, *Private property*, 1951 がある。

二

ロックは次のように述べている。「自然のままの産物に手

を加え、何らかの労働を加えることによって、自然のままの状態からいくらかでも変えた人は、そのことよって、それに対する所有権を獲得した」（五五ページ）。このようにロックは、自然と労働との物質代謝過程つまり労働過程を、共有財産としての自然にたいする私的所有の過程と解し、かつ、それを「自然状態」の原理的位置に設定していた。

ところでロックは、この場合の労働の性格を問題にしながら次のようにいう。「パンがどんぐりにくらべ、ブドウ酒が水にくらべ、毛織物や絹が木の葉や皮や苔にくらべて価値が多いのは一にまったく、労働と勤勉とによるのである。一方は自然のままにわれわれに与えられる食料、衣類であり、他方はわれわれの勤勉と苦勞がつくり出したものであって、後者が前者よりどのくらい価値が多いかを計算してみると、われわれがこの世の中で享受しているものの価値の大部分がいかに労働によつてつくられているかがわかるであろう」（五八ページ）。「小麦や大麦を蒔いてある一エーカーの土地と、何も耕されずに共有のままになっている一エーカーの土地とのあいだに、どんな違いがあるかを考えてみるがよい。そうすれば労働による改良が価値の大部分を構成していると

いうことがわかるであろう。わたくしは、人間の生活に有用な土地生産物のうち、十分の九は労働の結果であるといつても、それはきわめて控え目な計算であると思う」（五七ページ）。

みられるとおりロックは、労働こそがすべてのものに「価値の差」をあたえるものであるとしているのであるが、この場合の「価値」とは「人間の生存に有用な」ものとしての使用価値のことであり、その「差」とは有用性の「差」あるいは使用価値の大小のことにほかならない。そしてロックは、有用性の「差」をもたらず原因として、労働の投下という事実を強調しているのである。そのかぎりでは、ここでの労働は、使用価値をつくる具体的・有用的労働をさすものと解すべきであろう⁽¹⁾。

ところでロックは、労働による共有財産＝自然への働きかけの成果の私的所有をかれの「自然状態」の端緒的原理に据えるが、前節でみたように、この「自然状態」における諸個人は神から「自然権」を与えられたものとして相互に「自由」・「平等」である。したがって、労働による私的所有の原理をふまえて考えるとき、この「自由」・「平等」とは、

労働による私的所有の「自由」であり「平等」であるということになる。とすれば、諸個人の労働による私的所有の自由が、同時に労働による私的所有の平等であることがいかにして可能であるかが問題になる。この問題にかんしてロックは次のように考へる。「われわれに所有権を与えているその同じ自然法が、同時に所有権に限界を与えているのである。……

……人がどんなものであれ、それがいたんでしまわないうちに生活のために有利に利用しうるかぎりにおいて、その人は労働によって所有権を確立しうる。それ以上のものは自分のとり分以上のものであつて、他人のものである。何もかも神はくざらせたり駄目にしたりするために人間に与えたのではない」(五一ページ)。

こうしてロックは、所有の「平等」の問題を自然法による正当な所有権の「限界」の問題として設定した。そして彼はこの「限界」を、諸個人が腐らせることなく「生活のために有利に利用しうるかぎり」のものとして規定したのである。しかもロックは、このような「限界」性は、いわば自然必然的に貫徹されるものとするのであつて、たとえばかれは次のように述べている。——「どんな人の労働も、すべての土地を征

服したり占有したりすることはできなかつたし、またかれの享有によつてもごく一部分しか消費しえなかつたから、何人もこういうやり方では他人の権利を侵害したり、あるいは隣人に損害を与えるほどには自分で所有を獲得することはできなかった」(五三ページ)。

そしてロックは、こうした労働による私的所有の「自由」「平等」もまた、「自然状態」そのものと同様、たんに「世界の初めの時代」においてだけでなく「現在の世界」においても依然として貫徹することを強調する。——「世界のひらけはじめのころには、すべての人の所有物は以上のような尺度によつて、たいへんささやかなものに、だれをも傷つけることなしに占有しうるものに、限定されていたのである。そしてこういう尺度は、世界が満員になつていくようにみえる今日でも、だれをも傷つけることなく、なお認められてよいであらう。……世界中にはなお現在の二倍の住民に十分なほどの土地があるのだから」(五四ページ)。

次にロックは、労働による私的所有の原理から土地の私的所有を展開する。——「人が耕し、植え、改良し、栽培し、そしてその作物を利用しうるかぎり、それだけの土地がか

れの所有物となる。かれはその労働によって、それだけの土地を共有地からいわば囲込むのである。……神とかれの理性とは土地を征服すること、すなわち、生活に役だつように土地を改良し、そこにかれ自身のものである労働を投下することを命じたのである。この神の命にしたがった人間は、その一部をきりひらき、耕し、種をまき、そうすることによってかれの所有物である何ものかをそこにつけ加えた。これに対しては他人は何の権利もなく、また危害を加えることなしにはこれをかれから奪うこともできないのである」（五二ページ）。つまり、自分の用に供しうるだけの生産物をつくり出す土地は私的に所有しうる。——これがロックの主張である。こうして土地の私的所有を正当なもの（自然法の貫徹）として示したうえで、ロックはこんどは土地の私的所有の限界を問題にして、「かれの囲込み地の草が刈りとらぬうちに枯れたり、かれが植えた果実がとりいれや貯蔵をする前にくさったとすれば、この土地がかれの囲込んだ土地であっても、やはり荒無地とみなされ、ほかのだれかが所有してもよい」（五六ページ）とした。しかし土地の私的所有は、とうぜん土地の改良をとまなうものであるから、農業における労働

の生産性は次第に高まってゆく。そうなると、生産者自身によっては消費されえない、そのままでは無用に滅失してしまふ生産物が生みだされざるをえなくなる。そこでロックはいう。——「自分の正当な所有の限界をこえるのは、かれの財産が大きいときではなく、そのうちの一部が無駄にくさるとき」（六一ページ）である。したがって「もしその一部をだれか他の人にゆずってやるとすれば、その分はかれの手中で空しくくさることもなく、かれはその分もまた利用したことになる。またもし、かれが一週間でくさってしまうようなプラムを、一年間もくさらずに食べられるようなクルミと交換すれば、かれはだれにも害を与えず、共有の資産を浪費せず、そしてかれの手中で無駄にくさってしまうものがないかぎり、他人のわけまえである財産を少しもおかさなかつたことになる。さらに、もしかれがそのクルミを、一片の金属の色が気に入って、それと交換したり、あるいは羊と貝殻を交換したり、羊毛をキラキラ光る小石やダイヤモンドと交換して、こういうものを一生その手もとに保存したとしても、かれは他人の権利を侵害したわけではなく、こういう耐久性のある品物を好きにだけたくさん貯めこんでもよいのである」

(六一ページ)。

このようにロックは、正当な所有権の限界を、なにかが無用に滅失したか否かに求めながら、交換をつうじての他人の生産物の所有を正当化したのであり、こうしてかれは、自己の労働にもとづく生産物の私有のみならず、他人の労働にもとづく生産物の、交換をつうじての私有をも、正当なもの(自然法の貫徹)としたのである。

さて、つぎにわれわれは『統治論』におけるロックの貨幣把握をみることにしよう。ロックによれば、交換の出現は「もともと人間生活への有用性ということのみにもとづいていた物の内在的価値」(五四ページ)を変えてしまう。すなわち、労働生産物は「内在的価値」|| 使用価値のほかに新たな価値|| 交換価値をもつことになる。そして、こうした新たな価値|| 交換価値を生成せしめる交換の展開によって、「減ったり腐ったりせずに永持ちする小さな黄色の金属片が、大きな肉のかたまりや山のような穀物よりも値打ちがあると、皆が一致して考えるようになる」(五五ページ、傍点は著者)。ここにロックは貨幣の生成因をみる。かくしてロックは、貨幣を「いたまずに保存しうる耐久性のあるもので、人々が生活を

ジョン・ロックの経済理論とその体系性下(稲村)

にはんとうに役にはたつがしかしいたみやすいものと交換しよう」と、相互に同意したものである」(六一ページ)と規定し、さらに貨幣の価値について次のようにいう。「金や銀は、食物、衣服、車にくらべると、人間生活にはほとんど役にたたず、ただ人々の同意によってのみ価値をもつ。ただしこの場合でも労働が主としてその価値の基準となるのだが」(六一ページ)。

ここでロックは、貨幣価値を「人々の同意によってのみ」えられる「価値」としているが、この場合の「人々」とは、交換の当事者を意味するものとして、交換関係の人的表現と考えられる。また「同意」とは、交換関係の成立を意味するものとして、交換当事者たちの意志的表現と考えてよいであろう。したがってロックの場合、貨幣価値は結局のところ需給関係によって決定されるものと解されていたといえよう。

だが、ここでわれわれは、右に引用した一文においてロックが、貨幣価値の規定にさいして「ただしこの場合でも労働が主としてその基準となるのだが」と付記している点に注目すべきである。このばあい「価値」とは金、銀の使用価値(|| 内在的価値) のことであり、したがって、ここでの

「労働」もまた、金、銀の使用価値をつくる具体的・有用的労働のことである。だが、それにしてもロックが、貨幣価値を「人々の同意によってのみ得られるもの」と規定すると同時に右のように付記しているのは特徴的である。ロックはこの場合、貨幣が「価値」（内在的価値）＝使用価値をもつたためには金、銀を生産する具体的・有用的労働がなければならず、これがあってはじめて、「人々の同意」による貨幣価値（交換価値）が成立しようとしているのである。すなわちロックにおいては、貨幣の価値＝交換価値は直接的には労働によって実体的に基礎づけられていないが、しかし、貨幣価値が具体的労働によって形成される金銀の使用価値を基礎として成立するかぎりでは、それは間接的に労働によって基礎づけられており、その規制を受けることになるのである。われわれはまさにこの点に、ロックにおける価値＝交換価値と労働との独自の関連性を見る。そして、この独自の関連性——労働による価値の間接的規制構造——は、ひろくロック経済理論の全体にかかわっては、生産世界による流通世界の間接的規制構造として貫徹するのであり、こうした間接的規制構造こそ、ロック経済理論に一種独特な体系性をあたえて

いるものなのである。⁽³⁾

ところでロックは、正当な所有権の限界を諸個人が「生活の役に立てうるだけのもの」と規定しながら、自分の用に供しうるだけの生産物をつくりだす土地は私的に所有されうるとしていた。しかるに、いまやかれば、こうした平等な土地私有は貨幣に媒介される交換の出現とともに不平等な土地私有に転化すると説く。——「人々は、金や銀のように、もっていてもいたんだりくさったりしないために、他人を害することなく貯蔵しうるものと、余分のものを取りかえることによって、その生産物を利用しうる以上の土地を正当に所有する方法を、暗黙の自発的な同意によって発見したのである」（六二ページ）。「耐久性があり稀少性がある、蓄積するほどの価値のあるものが何もなくあれば、どんなに肥沃でも、どんなに自由に手に入るにしても、人々はその土地所有を拡大しようという気にはならないであろう」（六一ページ）。つまりロックは、貨幣による交換の出現とともに生じてくる土地私有の不平等を、貨幣＝金銀は「もっていてもいたんだりくさったりしないために、他人を害することなく貯蔵しうるもの」と解することによって、自然法にかなった正当なも

のとしたわけである。

(1) この点についてマルクスは、「このばあい価値とは使用価値のことであり、また労働は具体的労働として理解され、量としては理解されていない」(『剰余価値学説史』国民文庫版、第三分冊、一二八ページ)といっている。

(2) 「人々の同意」というばあいの「同意」は「政治的力」(平井俊彦『ロックにおける人間と社会』一六六ページ)のことだとするのが通説のようであるが、しかしわれわれはこの通説的解釈にたいしては、本文で述べた見地からして疑問をもたざるをえない。

(3) ここでわれわれは、ロックの経済理論に独自の体系性をあたえているのはこの間接的規制構造だとする見地から、(古典派)労働価値説の生成過程におけるロックの価値論の位置について基本的な論点を示しておく。

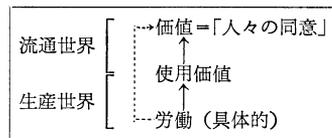
従来の諸研究においては、(古典派)労働価値説はペティにおいて生誕するものとされ、ロックにたいしては消極的評価しかあたえない(少くともペティ以上の評価はあたえない)のが普通であった。たとえば、浜林正夫氏や白杉庄一郎氏は、ロックの価値論と(古典派)労働価値説との関連を『統治論』における労働による私的所有の規定とかかわらせて問題にして、「モローラな意義は極めて重要」(浜林正夫「ジョン・ロックの経済論」『商学討究』第二巻・第二号、三四一ページ)としながら、しかし価値規定の点ではロックの場合、価値は「人々の同意」必需給関係

ジョン・ロックの経済理論とその体系性(下)(稲村)

によって規定されるにとどまっていると、消極的にしか評価しておられない。また羽鳥卓也氏と田中正司氏は、ロックにあっては社会的分業は把握されているが工場内分業が把握されておらず、ここにかれが労働価値説にまで達しえなかった理由があると、ロック価値論に否定的な評価をおこなっておられる。さらにまた平井俊彦氏は、社会的分業がたんに表象としてつかまれているにすぎない点にロック価値論の限界を求めておられる。

しかし、従来の諸研究においてロック価値論がこのように消極的否定的な評価をあたえられてきたのは、私見によれば、ロックの価値論の研究にさいして具体的・有用的労働と「人々の同意」による価値⇌交換価値とが完全に切りはなされて把握されてきたという事情にもとづいていると思われる。たしかにロックにあっては、価値は直接的には労働によって基礎づけられていない(それは抽象的労働の把握によってのみ可能である)。しかしロックの場合、価値は使用価値を媒介として具体的・有用的労働に関連づけられており、しかもこの具体的労働は価値生成のいわば母体とされている。そのかぎり、かれにおいては価値は間接的に労働によって基礎づけられ、規制される構造をもっているのである。いまこの間の事情をシマティッシュに示せば、次頁の図式のようになるであろう。

そこでわれわれは、こうした構造をもつロック価値論とペティの価値論とが(古典派)労働価値説の生成過程において占める位置にかんして、およそ次のように考える。



——ペティにおいては労働が基本的には価値尺度として把握されるにとどまっているのたいし、ロックにあっては労働が価値生成の母体として把握されているもつとも、このばあいの労働は抽象的労働ではなくて具体的労働であるが、しかし、この具体的労働を基礎としてはじめて「人々の同意」による価値⇨交換価値が成立するとされるかぎりで、ロックにおいては価値は間接的にはあれ労働からの規制をうけるのである。したがってロック価値論は、ペティにおける労働の価値尺度的把握にたいし労働のいわば源泉的把握をなしたものととしてペティ段階を止揚しているといつてよい。しかし他方において、この源泉的把握はまだ間接的なものにすぎない。（古典派）労働価値説は、ロックのこうした間接的源泉把握を止揚して、直接的な源泉把握（したがってまた、労働一般の発見）をなす段階、つまりミス段階において生成するのであるとすれば、ロックの価値論はペティ段階とミス段階とをつなぐ過渡的位置にあるものとすることができよう。そしてわれわれは、このような理解にたつたかぎり、従来の諸研究におけるロック価値論の評価とその位置づけにたいしては根本的な疑問をもつのである。

三

ここでわれわれは、本章でのこれまでの検討によって明らかになった諸点を要約しておこう。——(一)ロックは、労働そのものの私的所有権⇨労働による共有財産⇨自然への働きかけの成果の私的所有権、という論理によって自己労働にもとづく生産物の私的所有を、自然法の貫徹した正当なものとし、かつ、この労働による私的所有を彼の「自然状態」の原理とした。(二)ロックは、所有の平等の問題を自然法による所有権の「限界」の問題としてとりあげ、正当な所有権の限界を、諸個人が腐らせることなく「生活の役に立てうるだけのもの」というふうに規定した。(三)ロックは、労働による私的所有の原理から土地の私的所有を展開し、「その産物を使用しうるだけの土地」は私的に所有しうるとした。(四)ロックは、正当な所有権の限界の視点から、交換をつうじての他人の生産物の私的所有を是認し、自己の労働にもとづく生産物の私のみならず、他人の労働にもとづく生産物、交換をつうじての私有をも、自然法にかなった正当なものと解した。(五)ロックは、交換の出現とともに労働生産物は「本来の

価値』—使用価値のほかに交換価値をもつことになると考え、かつ、貨幣の価値を「人々の同意によってのみ得られるもの」として事実上、需給関係によって規定した。(六)ロックの場合、貨幣の価値は直接的には労働によって実体的に基礎づけられていないが、しかし、貨幣は金銀を生産する具体的労働を基礎としてはじめて「人々の同意」による価値をもちうるかとされているかぎり、彼においては貨幣価値は間接的に労働によって基礎づけられ規制される構造をもっている。

(七)こうした間接的規制構造は、ひろくロック経済理論の全体にかかわっては、生産世界による流通世界の間接的規制構造として貫徹するのであって、これが、ロックの経済理論に一種独特な体系性をあたえている当のものである。(八)ロックは、貨幣による交換の出現とともに平等な土地所有は必然的に不平等なそれに転化すると説き、かつ、貨幣を何人にも不法をくわえないで「蓄積されうるもの」と解することによって不平等な土地所有を正当なもの(『自然法の貫徹』)とした。

要するに、『統治論』におけるロックは、その市民社会分析にあたって、「自然権」を与えられた諸個人の構成する「自然状態」を想定し、この「自然状態」における諸現象『

ジョン・ロックの経済理論とその体系性(下)(稲村)

諸範疇を、労働による私的所有を原理として演繹的に展開しながら、生産世界と流通世界との関係を、前者が後者を間接的に規制する構造(『重層構造』)にあるものとして示したのであった。

ところで、以上のような『統治論』にたいする考察をふまえて、『利子論草稿』と『統治論』との関連を問題にするとき、われわれは次のような点をみとめることができよう。

第一に、『利子論草稿』においてロックが生産世界の視点からの分析基軸として抽出した労働は、『統治論』においては、労働による私的所有として再構成されることによって、『自然状態』(自律的な経済社会)の原理として措定された。

第二に、『利子論草稿』におけるもう一つの分析基軸をなしていた貨幣についていえば、そこでの「担保」としての貨幣—蓄積貨幣、流通手段としての貨幣が『統治論』での自然法思想を基礎とした貨幣把握によって再把握されることによ

って、その価値はなによりもまず労働による間接的規制をうけるものとして把握されることになった。

第三に、『利子論草稿』における流通世界の視点(貨幣—分析基軸)からの分析と生産世界の視点(労働—分析基軸)か

らの分析という二つの経済理論の併存という関係は、『統治論』では生産世界による流通世界の間接的規制という論理の提示によって止揚され、こうしてロック経済理論に独自の統一的体系性を与える基礎視角が確立されるにいたった。

第四に、『利子論草稿』と『統治論』の全体的関連性をみると、一方で『利子論草稿』での分析が『統治論』での「自然状態」の規定、その内容的展開にとつて不可欠の前提であったという関連性をもちつつ、しかし、ひとたびこうした関連性をもって自然法思想を基礎として規定、展開された『統治論』における「自然状態」（『自律的な経済社会』）は、『利子論草稿』での現実の経済社会の分析を自然法思想の面から裏付け、さらに、その内容を再構成することによって、一種独特な体系性をもった骨格的論理構造を確立することになったのである。

IV 『利子・貨幣論』Ⅱ「利子論部分」に

おける展開

一

本章におけるわれわれの課題は、『統治論』で明らかにな

った、生産世界による流通世界の間接的規制の論理を枢軸として一種独特な体系性を具備するにいたったロック経済理論を内容的に吟味検討することである。そしてわれわれは、その内容をロックの『利子・貨幣論』Ⅱ「利子論部分」にみるこ
とができる。

まずわれわれは、「利子論部分」においてロックが、一国の経済の内的構造の問題にするばあい、その基礎を農業生産
においている点から考察してゆこう。

ロックは『利子論草稿』においてすでに、一国の経済構造を「土地保有者」、「労働者」、「仲介人」という三者の相互関係において問題にし、とりわけ「土地保有者」Ⅱ農業生産に中心的な位置をあたえていた。「利子論部分」においてもロックは、「かれの土地が諸原料を産出する土地保有者」(The works of John Locke, Vol. II, 1716^r 110^r ページ。以下、指示ページはすべて同じ)、「それらを加工する労働者」(112 ページ)、そして「仲介業者、つまり商人と小売店主」(112 ページ)という三者の関係において一国の経済構造を問題にしな
がら、これら三者のなかでの中心Ⅱ一国の経済構造の基礎を「土地保有者」Ⅱ農業生産におき、これを「第一の生産者」

(三六ページ)として規定した。ロックはこうした農業生産の
一國經濟構造における基礎性を租税の源泉の問題とかかわら
せて次のようにいう。——「租税はいかに工夫されようと、
また直接にだれの手から取られようと、大きな財産が土地に
ある国では、結局土地にかかってくる」(二七ページ)。すなわ
ち、商人・仲介人が租税を「負担する能力も意志もないことは
あきらかである。なぜなら、もしかれが支払っていたよりも
四分の一高い価格を商品のために支払うなら、それに比例し
た価格で売る」(二八ページ)だけであり、また「貧しい労働
者や職人も負担できない。なぜなら、かれらはまったく手から
口への生活をしており、もし食料、衣服および家具のすべて
が以前より四分の一も高くなったら、生存するために、賃金
が物価につれて高くならねばならない。さもなければ、労働
で自分や家族を維持できないから、破滅することになる」
(二八ページ)。これにたいし「土地に課された租税は土地保
有者にとって目に見えてかれのポケットからそれだけの貨幣
が出ていくものだから、つらいようにおもわれる。そこで、
かれは自分の負担を軽くするために、いつもそれを商品に転
化しようとする。だが……租税を他人に転化すれば、たしか

ジョン・ロックの經濟理論とその体系性(下)(稲村)

に租税は直接かれ自身の財布から支払われなくてもよいのだ
が、かれの財布はその年の終りには収入以上に貨幣の欠乏に
見まわれる」(二七ページ)。このようにロックは土地への直
接税の必要性をしめした上で、結局、「土地保有者は国家の
負担の大部分を担っているのであるから、最大の配慮をうけ
るべきであり……法の恩恵が与えるかぎりの特権と富を享受
すべきである」(三一ページ)としたのである。

ここでのロックの展開は、あきらかに農業生産こそが一國
の經濟において独自の生産性を有するものとして、一國經濟
の基礎に設定されるべきことをしめしたものとえよう。

このようにロックは、一國の經濟構造の基礎を農業生産に
おいたのであるが、ではこうした農業生産の主体をいかなる
ものとしてかれは示しているのであろうか。ロックがここで
想定していた農業生産の主体は「土地の産物の上に怠惰に暮
している」地主ではなく、自らの土地をもち、労働者を雇っ
てこれを耕作する「勤勉な」「土地保有者 landholder」であ
り、また、「地主 landlord」から土地を借り、労働者を雇っ
て耕作する「借地人 (farmer)」であった。そして、ロック
は、このような農業生産の主体である「土地保有者」、「借

地人」は「かれの土地と勤労がかれに与えるだけの商品——普通の知られている物——を市場にもたらし」（二九ページ）、それを「売ることのできるかぎりでの価格で売る」（二九ページ）ことにより、利益を取得するのであり、これこそ「土地とともにつづいてゆく利潤である」（三二ページ）と規定した。かくしてロックの「土地保有者」、「借地人」は、なによりも生産者であり、——かれ自身の言葉でいえば——「第一の生産者」だったのである。またそれは、当時の農業における資本主義生産の生成期を反映したものであり、ロックの立場はこうした生成期の農業資本主義の生産主体に立脚していたことをしめしているものといえよう。⁽¹⁾

ところで、今までの考察で明らかになった「土地保有者」＝「第一の生産者」という把握を可能にした原理的基礎を考えると、われわれは、それを『統治論』での展開にみることでできよう。すなわち、ロックは『統治論』の「自然状態」の展開において、労働による私的所有の原理から、貨幣を媒介として土地私有の不等生の生成・展開をしめた。そして、その結果としての土地私有の主体こそ「土地保有者」であったのである。ロックは『統治論』で土地私有の主体（独立小

生産者）を、「自然状態」の展開の基礎に設定し、えていたがゆえに、「利子論部分」において「土地保有者」を「第一の生産者」として、国の経済の基礎にすることができたのである。

以上の展開の上になつて、ロックは一国経済の内的構造を、農業生産が基軸となり、貨幣が、「土地保有者」「労働者」、「仲介人」という「三種の人々」が「産業の車輪を動かす」（二二ページ）さいの媒介者となるような構造として把握したのである。⁽²⁾

こうしてロックは富の究極的源泉を農業生産を中心とする生産世界にもとめ、貨幣の本質的機能を流通手段にみいだすことにより、貨幣を富の分配の手段として把握したのである。しかしわれわれが、生産力的観点からの富把握ともいふべきこうしたロックの把握をさらに検討するとき、次のような点に注目しなければならない。

すでにわれわれは『統治論』の考察において、ロックの労働が使用価値をつくる具体的・有用的労働であり、それは直接的には価値⇌交換価値をつくる労働ではなく、価値⇌交換価値を間接的に規制するものであることを明らかにした。し

たがって、「第一の生産者」の「勤勉な」労働も、そのものとしては具体的・有用の労働であり、その成果としての生産物も使用価値にすぎない。すなわちロックが生産力的に把握するときの富とは、質料的富 \parallel 使用価値であり、国富の増大はかれにとっては質料的富の増大をいみしていたのである。

そこで次に、ロックにおける社会的富 \parallel 交換価値、さらに質料的富と社会的富の関連が問題にされなければならない。

われわれはこの点の検討を「利子論部分」でのロックの貨幣規定をみることから始めよう。ロックはいう。——「人類は金や銀に、それらの耐久性、稀少性、偽造されにくいという理由から、想像的価値 (imaginary value) をあたえた。

そこで人類は貨幣を、一般的同意 (general consent) により、人々がそれと交換にそれに等しい価値物を確実に手に入れることができる共通の担保 (common pledge)、さらにはこれらの金属のある量と引きかえに人々の手離す物に対する共通の担保としてきた。このことよってみると、共通の交換物であるとされたその金属のなかに存在するとみられる内在的価値 (intrinsic value) は、人々が与えたり受取る金属の数量がいかなるものでもないということになるのだら

ジョン・ロックの経済理論とその体系性(下) (稲村)

う。というのは、金属は人が必需品や欲求物を手に入れる担保のほかに、貨幣としてなんの役にも立たず、その量のみによって我々の必需品や欲求物を手に入れるのだから、商業で用いられる金銀の内在的価値は、まさしくその量にはかならないのである」(二ページ)。要するに、ロックのばあい、貨幣は流通世界において、「人間の一般的同意」により生成する「共通の担保」、「共通の交換物」として、すなわち一般的等価形態として把握されていたのである。そしてまた、貨幣価値の質的規定をこのように把握するかぎりでは、ロックは貨幣価値の量的規定にかんしては、貨幣としての金銀の内在的価値は、その量としての意味をもつとし、貨幣価値量 \parallel 金銀の量として把握したのである。こうしたロックの貨幣規定をみると、われわれは、かれが『利子論草稿』でしめしていた貨幣数量説的視点がより整理され明確化されてきていることを知ることができよう。ロックは、このような貨幣規定に立ちながら、貨幣の本質的機能をなにより、流通手段として把握したのである。

ところでロックは、さらに貨幣の必要性を問題にして次のようにいう。——「商品を生産する土地保有者とこれを消費

する最終購入者とは、商業における両極である。土地保有者の手にするどの商品が下落しても、仲介のブローカーや買占人が術をろうして自分の利益のために価格を維持するから、最終消費者には下落とはならない。けれども、消費者が貨幣不足におちいるか、欲望をあまりおこさなければいつでも、そして両者の間にそれをつりあげておくことを利益とする人がいないと価格は下がり、その影響はただちに第一の生産者におよぶのである」(三六ページ)。要するにここで、ロッキは貨幣の不足がかならず第一の生産者としての「土地保有者」に損失をもたらし、したがって産業そのものの停滞をもたらすことを主張しているのである。そして、ロッキは、こうした主張をおして、産業の運営にとって必然的に一定の貨幣量が必要であるとし、「土地保有者」、「労働者」、「仲介人」それぞれにとつての最低必要貨幣量を提示した。そこで、問題になるのは、この必要貨幣量がいかにして獲得されるかという点である。

ところで、われわれは、すでに今までの考察において、ロッキにあっては貨幣価値が労働によって直接的には規定されておらず、貨幣価値そのものは流通世界における「人々の同

意」によって生成するものとされていたことを明らかにしてきた。すなわち、ロッキにあっては、貨幣は生産世界から内的・必然的に生成するものとしては把握されていなかった。だとすればロッキは、貨幣の生成・獲得の問題を流通世界次元で解決しなければならぬ。ロッキは次のようにいう。——「土地保有者の真の利益は、彼の穀物や肉や羊毛がよく売れ、高値をよぶということにある。これこそ土地の所有者に利益をあたえ、土地とともにつづいてゆく利潤である。……そしてこのことはわれわれの富を増し、イングランドへより多くの貨幣をひきいれることによるのみ、なしうるであらう」(三ページ)。すなわちロッキにおいては、必要貨幣量の獲得を世界市場での貿易差額にもとめ、それによって確保された貨幣をもって一国経済の中核である「第一の生産者」はその生産した生産物(Ⅱ質料的富)を、市場において社会的富に転化するのである。このかぎりにおいて、かれの場合、社会的富(Ⅱ交換価値)は貨幣Ⅱ金銀量として現わされる。つまり、貨幣は社会的富の現象形態をなすのである。ロッキはいう。——「金や銀はごくわずかの人にしか役立たないけれども、それらはあらゆる生活の便宜品を支配するから、それらの豊富さ

が、すなわち富である」(七ページ)。すなわちロックの場合、貨幣金銀が社会的富(≡交換価値)の現象形態をとるとしても、富≡金・銀という重金主義の見解は否定されており、貨幣が社会的富の現象形態たりうるのも、ただ貨幣が流通手段をその本来的機能とするかぎりにおいてである。要するに、ロックにおいては、社会的富は生産を基礎とし、したがってその増大は生産力の上昇を基礎とするのであるが、生産力の上昇は直接的に社会的富の増大を規制せず、それは直接的には、質料的富(≡使用価値)の増大を規制し、それを通して流通世界で生成する社会的富(≡交換価値)の増大を間接的に規制するのである。富の質料的富と社会的富への分離の上に、生産力の上昇→質料的富の増大→社会的富の増大として、この関連を生産世界と流通世界の重層構造の中にとらえる点にこそロックの富規定の独自性があったといえよう。⁽³⁾

さて、今までの考察においては、われわれは、一国内の経済構造を問題にして、それを基本的には、中核としての「第一の生産者」≡「土地所有者」の生産が間接的に富(社会的富)≡貨幣の増大を規制する構造(生産世界が流通世界を間接的に規制する構造)として明らかにしてきた。次にわれわれは、ロ

ジョン・ロックの経済理論とその体系性(下)(稲村)

クが世界市場における貨幣の問題との関連で、一国の経済構造をどのようにとらえていたかを見ることにしよう。

(1) 種瀬茂「ジョン・ロックによる経済の構造的把握」『一橋論叢』第三五巻・第二号、参照。

(2) この点は、ロックが一国経済の内的構造を実質的に生産資本循環の方向において把握しようとしていたことを示すものといえるのではなからうか。なお種瀬茂氏はこの点を「ケネーの経済表の先駆」という点から評価されている。(前提書、三四ページ)

(3) 羽鳥卓也氏は、ロックの富規定の「併存」を主張される(『ロックの経済理論の構成』『イギリス重商主義論』御茶の水書房、一九五五年所収、一二二～一二四ページ)。しかし問題は、ロックの富規定の重層的構造把握にあると思われる。

二

ところでわれわれは、ロックにおいては、富≡金・銀とする視点は止揚されていたことをすでに明らかにしたが、ロックはこの点を貿易差額との関連で次のようにのべる。——「スペインでは貨幣を輸出すると死刑である。それにもかかわらず、かれらは世界に金銀を供給しているのに、自分達で

はどこよりも少なくしかそれをもっていない。かれらが金銀を保持しようとしてどんなに人為的、強制的に努めても、交易はそれをあの怠惰で貧困な国民から奪いさつてゆく。金銀は厳しい法律に背いて交易に従うのである。かれらが外国の商品を必要としているために、金銀は白昼公然と運びさられるのである。自然は世界の数ヶ所に鉱山をあたえた。しかし富は勤勉で質素な人々のものである。金銀はだれのところに廻つてこようともし、ただ勤勉で慎しみぶかい人の所にのみ止まっている。費用をかけて外国の虚栄的な奢侈品をおいまわさず、国産の日用品に満足するというわれわれの祖先の美德と慎しみぶかい生活態度とが、もしふたたびわれわれの間で広くおこなわれ奨励されるようになるなら、ただそのことのみが、利子や貨幣や貴金属についてのあらゆる論争以上に、われわれの富を保ち増加せしめ、われわれの土地を豊かにするのにはるかに役立つであろう」（三五ページ）。すなわちロックは、金銀の鉱山をもつことが国富の増大をいみするものではなく、交易における貿易差額をとおしての貨幣（＝金銀）の獲得こそが国富の増大にかかわるものであるとしたのである。そして、彼はこうした貿易差額による貨幣＝金銀の獲得

を問題にしてさらに次のようにのべる。——「富は多くの金銀をもつことにあるのではなく、世界の他の国々、または隣国に比してより多くもつことにある」（七ページ）。つまりロックは、貨幣＝金銀の相対的豊富さを問題にしているのである。では、なぜロックは貨幣＝金銀の相対的豊富さを問題にしたのか。それはロックが、貿易差額による貨幣＝金銀の獲得の基礎を外国貿易における各国相互間の価格の均衡、貨幣価格の均衡においていたからである。ロックはいう。——「世界との通商に門戸を開き、諸国と同じ物資でできている貨幣を使用している国では、その貨幣の任意の数量が任意量の交易を動かすのではなく、貨幣と交易の間には一定の比率が存在しなければならぬ。その理由はこうである。すなわち、損をすることなく交易を維持するためには、あなたがたの国にある商品は他の国にある同種の商品がもっている価格と同じか、少くとも近似的なものに維持しなければならぬ。もしも貨幣が他国におけるよりもはるかに少ないならば、その価格を維持することは不可能である。というのは貨幣の豊富さ、したがって貨幣の低い価値が他国で商品にもたらす価格で、その商品（人手の移動にさいして）に支払うだけの貨

幣が、その国にはないから、あなたの商品は非常に安く売られねばならないか、さもなければ大部分の交易は休止しなければならぬからである。すなわち、一般的な貨幣の価値は世界の全産業に比しての世界の全貨幣の数量なのである」(二四ページ)。こうしたロックの主張をふまえて、世界市場における貨幣にかんするロックの見解を全体的にみると、それは、世異貨幣の具体的諸機能のうち支払手段、蓄藏貨幣の機能をとくに重視するものといえよう。そしてロックのこうした世界貨幣把握は、国内経済の構造の考察にさいしてかれが貨幣の本質的機能を流通手段として把握していたことと密接に関連していると思われるのである。そうだとすれば、ロックの貨幣把握は、実質的に流通手段↓世界貨幣という機能を一本の線として貫ぬかせ、その上に富⇌社会的富の現象形態としての規定を付加したものだといえよう。

われわれは今や、これまでの検討を全体として集約し、ロック経済理論の基本的性格を明らかにする段階にきた。ロックは次のようにいう。——「交易は富の生産のために必要であり、貨幣は交易の進行のために必要である」(七ページ)。

ここで「交易」という言葉には生産から貿易までが含まれ

ジョン・ロックの経済理論とその体系性下(稲村)

ている。そしてロックは「交易」の中心を「第一の生産者」による農業生産として把握したのである。そこで、ここに示されたロックの規定を再構成してみると次のような構造として示されうるのである。——ロックは、なによりもまず一国の経済構造の中核である「第一の生産者⇌土地保有者の生産を問題にし、貨幣に媒介された、農業生産を中心としての再生産過程の中に国富⇌質料的富の増大の基礎をみいだす。しかし、その生産物そのものは単に使用価値⇌質料的富にすぎない。なぜならロックにおいては、労働は価値⇌交換価値を直接的に規定せず、したがって交換価値は流通世界において生成するものとして生産世界にたいして一定の相対的自律性を有しているからである。そこで貨幣もまた流通世界において生成するものとして、生産世界からの直接的規制をうけず生産世界にとって外的な形で生成する。そして、こうした貨幣の媒介によつてのみ質料的富の増大も可能なのであるが、このことは同時に、質料的富⇌使用価値が貨幣と交換されることにより自己を社会的富(⇌交換価値)に転化することをいみする。また、又そのかぎりて貨幣は社会的富として現われることになる。かくて、ここに交易⇌貿易を通して貨幣の獲

得が問題にされるのである。しかし、ここで獲得された貨幣は、そのものとしては（金銀としては）富ではない。それは、生産世界からの質料的富⇨使用価値と交換されることによつてはじめて社会的富⇨交換価値となるのである。

要するにロックの経済理論は、生産世界での使用価値の生産、流通世界での交換価値の生成という形で使用価値と交換価値が分裂的に把握されることによつて、富もまた質料的富と社会的富に分離され、しかも常に生産世界が流通世界の基礎にあるものとして間接的にはあれ規制しているという構造において成立しているといえよう。そして、それにとともに、ロックは貨幣の機能にかんしては、流通手段としての機能を本質的機能としながら、世界貨幣の具体的諸機能のうち手払手段、蓄積貨幣の機能をとくに重視したのであった。そして、こうした展開を可能にしたのが間接的規制の論理であったことはすでに明らかなのといえようが、そうした展開はまた、『利子論草稿』における二つの経済理論がここに統一的体系性をなすものとして止揚され、内容上も発展的に再構成されてきたことを示しているのである。

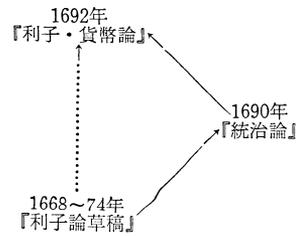
最後にわれわれは、以上のようなロック経済理論の過渡期

性についてみておこう。それはまさしくこの間接的規制の論理をもつて形成されたロックの理論が、全体として過渡期性を示している、というべきであろう。古典派的側面と重商主義的側面が、併存するとか、後者の中に前者の萌芽がみられるとかいった関係ではなく、互いに他を不可欠の要因としつつも、前者の側面（生産世界としての）が後者の側面（流通世界としての）を間接的に規制するといった関係にあるのである。

V 若干の結論

われわれは、ロックの『利子論草稿』——『統治論』——『利子・貨幣論』——『利子論部分』という三論文を考察することによつて、ロック経済理論がラセン的展開のなかで独自の統一的体系性を帯びるようになった事情を明らかにしてきた。最後に第一章での問題設定にそつて若干の結論をしめし、この小論を終えることにしよう。

第一に、ロックの経済理論は、一六六八—一七四年に書かれた『利子論草稿』でのロックの現実の経済社会への帰納的分析によつて抽出された二つの基軸（貨幣基軸と労働基軸）の併存、および、それにとまらぬ経済理論の二面性が、一六九〇



年に出版された『統治論』において自然法思想を基礎とした、労働による私的所有（『統一原理』）の定立と、生産世界の流通世界への間接的規制構造（『骨格的論理』）の形成に媒介されることによって、一六九二年に出版された『利子・貨幣論』『利子論部分』では発展的に止揚され、こうして独自の体系的性をもった経済理論として生成した。

第二に、ロック経済理論は、労働による私的所有を原理とした生産世界の流通世界への間接的規制構造（重層構造）を骨格的論理構造とするものであり、このようなものとしての統一的体系的性を有している。

第三に、こうした生産世界による流通世界の間接的規制を骨格として統一的体系的性においてしめされたロックの経済理論が全体として過渡的性格をしめしているのであり、重商主義的側面と古典派的側面の併存、もしくは前者における後者の萌芽の存在といった観点からロック経済理論の過渡的性格を問題にするのは誤りである。

ジョン・ロックの経済理論とその体系的性(下) (稲村)